別表第一指示標識の部分駐車可の項中「区間」の下に「又は場所」を加え、同項の次に次のように加える。

高齢運転者等標章自動車停車可	高齢運転者等標章自動車が停車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端
（403の２）	交通法第四十五条の二第一項の道路標識により、高齢運転者等標章自動車が停車することができることとすること。

別表第一指示標識の部分停車可の項中「区間」の下に「又は場所」を加え、同部分規制予告の項中「における左側の路端」を削る。

別表第一補助標識の部分車両の種類の項を次のように改める。

車両の種類			
（503－A）	（503－B）	（503－C）	（503－D）
本標識が表示する交通の規制の対象となる車両を特定するため必要な事項を示すこと。	標示板の記号によつて表示される車両が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。	普通乗用自動車及び中型乗用自動車以外の普通自動車及び中型自動車（特定中型自動車を除く。）であつてその最大積載量が標示板に表示される重量以上のもの、特定中型自動車、大型乗用自動車以外の特定中型自動車、大型乗用自動車並びに大型特殊自動車以外の大型自動車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。	高齢運転者等標章自動車に限り本標識が表示する交通の規制の対象となることを示すこと。
規制標識 指示標識	規制標識 指示標識	規制標識のうち、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「特定方向外進行禁止」及び「特定の種類の車両の通行区分」を表示するもの	規制標識のうち、「時間制限駐車区間」を表示するもの 指示標識のうち、「高齢運転者等標章自動車駐車可」及び「高齢運転者等標章自動車停車可」を表示するもの

別表第二指示標識の部分中「駐車可(403)」を「高齢運転者等標章自動車駐車可(402の２)」に、「停車可(404)」を「高齢運転者等標章自動車停車可(403の２)」に改める。

別表第二補助標識の部分中

車両の種類 （503－C）	

を

車	